

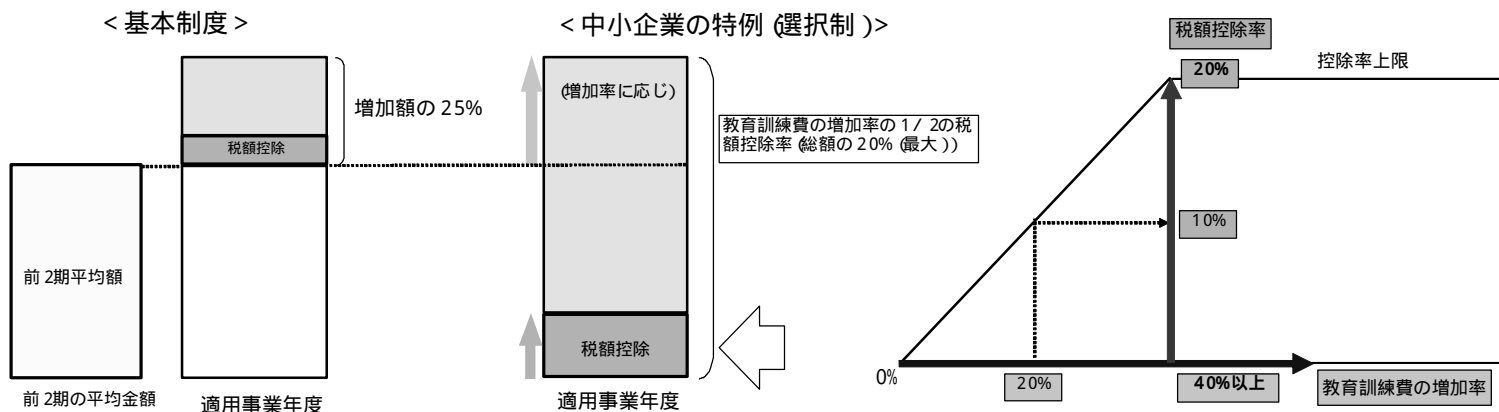
人材投資促進税制の創設

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

基本制度 教育訓練費を前2事業年度の平均額(基準額)より増加させた企業について、その**増加額の25%**に相当する金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度)

中小企業の特例 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の**総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額を当期の法人税額から控除する**。(法人税額の10%限度。との選択が可能。)

中小企業については、地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



効果

長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
企業の生産性向上・経営革新を通じて、我が国産業全体の競争力が上昇

注)3年間の措置

税額控除の対象費用と具体例

外部講師謝金	: 社外講師 指導員に支払う講師料 指導員料
外部施設等使用料	: 研修を行うために使用する外部施設 設備等の借上料、利用料
研修委託費	: 講師、教材等を含め研修の一部又は全体を外部教育機関等へ委託する場合の費用
外部研修参加費	: 社員を外部の研修プログラムに参加させる場合の受講料等
教科書その他の教材費	: 研修用の教材・プログラムの購入料等

税額控除額の例

A) 基本制度適用の例 : 教育訓練費 (前2事業年度平均) 1億円の企業が、当期における教育訓練費を

2,000万円 (20%) 増加させた場合 : **法人税額控除** 500万円 <2,000万円 (増加額) × 25% (控除率)>

4,000万円 (40%) 増加させた場合 : **法人税額控除** 1,000万円 <4,000万円 (増加額) × 25% (控除率)>

B) 中小企業特例適用の例 : 教育訓練費 (前2事業年度平均) 1,000万円の企業が、当期における教育訓練費を

200万円 (20%) 増加させた場合 : **法人税額控除** 120万円 <1,200万円 (総額) × 20% × 1/2 (控除率 10%)>

400万円 (40%) 増加させた場合 : **法人税額控除** 280万円 <1,400万円 (総額) × 40% × 1/2 (控除率 20%)>

(注) 中小企業の場合は、法人住民税の税額控除あり